

ID: 1673

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	特定入居者の賃貸の承認		
法令名称 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第28条第1項		
法令番号	平成7年法律第123号		
【基準】 法第28条の規定による。 (特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例) 第28条 第5条第3項第4号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第3項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。 3 特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第28条第2項の規定」とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日